

花火大会やイベントのプロジェクトへ直接寄附

～地域を応援する気持ちをかたちに～

ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）とは？

- ✓ あなたの寄附が、地域の未来につながる！
- ✓ 実質2,000円の負担で地域貢献できる！
- ✓ 寄附金のうち2,000円を超える部分は、所得税や住民税から全額控除（上限あり）！

知っておきたい重要ポイント

①自己負担は実質2,000円

複数のイベントに寄附しても、上限額の範囲内であれば自己負担の合計は2,000円です。

②控除上限額は人それぞれ

ご本人の年収や家族構成（配偶者の有無、子どもの年齢など）によって、控除される最大枠（上限額）が異なります。

例【3人家族】

- ・夫婦、子（中学生）一人
- ・年収 500万円
- 上限額：6万円（目安）



10,000円を寄附すると（一例）

寄附した金額から2,000円を除いた分は、所得税と住民税から控除されます。

※控除を受けるには「確定申告」か「ワンストップ特例制度」を利用した手続きが必要です。

【寄附金】	【寄附金内訳】	【控除の割り振り】	
ふるさと納税 寄附金 10,000円	控除額 A 8,000円 自己負担額 2,000円	B 800円 C+D 7,200円	所得税からの控除額 B 住民税からの控除額 C+D

内容	計算式 < >内は1万円寄附した場合の金額目安
A 控除額（計算の元となる額）	寄附金－自己負担額（＝2,000円）＜8,000円＞
B 所得税からの控除額	A×「所得税の税率」※R19までは復興特別所得税率を加える＜800円＞
C 住民税からの控除額（基本分）	A×10%＜800円＞
D 住民税からの控除額（特例分）	A×（100%－10%（基本分）－所得税の税率）＜6,400円＞

総務省「ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税のしくみ（税金の控除について）」
をもとに作成

「ふるさと納税ポータルサイト」はこちら

